令和２年３月４日

各都道府県産婦人科医会 会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　木下　勝之
副会長　　平原　史樹
幹　事　　倉澤健太郎

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関してのお願い

謹啓　時下先生方には新型コロナウイルス感染症のご対応でご多忙のことと存じます。
　厚生労働省より添付通知３点の送付がありましたので、改めて下記のお願いも含めてご通知申し上げます。なお、この厚生労働省からの通知文書は各都道府県担当主管部局宛にも発出されております。

【お願い】

- 各都道府県産婦人科医会会長におかれましては各会員へ令和２年２月 25 日「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（添付）、ならびに令和２年２月 26 日「国民の皆様へのメッセージ」に則り妊婦さんへの指導、診療を継続されますようお願いします。
- PCR 検査が必要と考えられる妊婦さんは直接の来院を避けるようご指導いただき、電話でのやりとりを進めて、従来通り、各都道府県に設置された「帰国者・接触者相談センター」へ相談をしていただくようご指示ください。
- また、各都道府県においては新型コロナウイルス感染症「陽性疑い妊婦症例」、もしくは「陽性妊婦症例」の受け入れ医療機関について周産期医療協議会等を通じてご検討いただくなど協議のうえで調整し、各会員へご周知のほどお願いします（令和２年３月１日付 各衛生主管部局宛 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」の「5. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置」の項をご参照ください）。
- 日本産婦人科医会では、引き続き一般妊婦向けのご注意、ならびに会員向けの医学情報として新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の情報をホームページにて更新してお届けする予定です。

以上、何卒よろしくお願いします。

謹白

添付文書

1. 令和２年２月 28 日付 各都道府県母子保健主管部局宛 厚生労働省子ども家庭局母子保健課他 事務連絡 「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」
2. 令和２年３月１日付 各都道府県衛生主管部局宛 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」
3. 令和２年３月３日付 各都道府県母子保健主管部局宛 厚生労働省子ども家庭局母子保健課他 事務連絡「子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」